

防経施第3868号
50. 9. 1
改正 防官施第210号
13. 1. 6
改正 防防施第7589号
18. 7. 31
改正 防防施第11775号
18. 12. 28
改正 防防施第8472号
19. 8. 31
改正 防経施第1222号
22. 2. 5
改正 防官文(防)第2号
27. 10. 1

陸上幕僚長
海上幕僚長 殿
航空幕僚長
防衛施設庁長官

防衛大臣

公共用施設の指定を受けた飛行場施設を防衛省以外の者の用に供する
場合の取扱いについて(通達)

航空法(昭和27年法律第231号)第56条の4第1項の規定に基づく公共用
施設の指定を受けた飛行場施設について、同条第6項及び第7項の規定を実施する
ため、下記のとおり定めたので、当分の間、これにより取扱われたい。

記

1 別表左欄に掲げる飛行場管理者は、同表右欄に掲げる飛行場施設を航空機の離
着陸の用に供するため、防衛省以外の者に使用させようとする場合には、あらか
じめ、当該者から次に掲げる事項を届け出させるものとする。ただし、3の(1)
～(3)に掲げる使用については、次に掲げる事項を記載した申請書を提出させ
なければならない。

(1) 氏名又は名称及び住所

- (2) 使用航空機の型式及び登録番号
- (3) 使用期間及び使用日時
- (4) 使用施設及び使用の目的
- (5) その他参考となるべき事項

2 飛行場管理者は、1の本文の届出を受けた場合であって、飛行場施設を使用させることが隊務の遂行上支障があると認めるときには、届け出た者に対し、使用を禁止し、又は必要な指示をするものとする。

3 飛行場管理者は、次に掲げる使用については、陸上幕僚長、海上幕僚長又は航空幕僚長（以下「幕僚長」という。）の承認を得た上、それぞれ書面により使用を許可するものとする。

- (1) 定期航空運送事業の路線の新設、便数の増加又は使用機種の変更に係る使用
- (2) 外国との出入に係る使用
- (3) (1) 及び (2) に掲げる以外の使用であって、使用期間が30日を超える使用

4 飛行場管理者は、3の承認を申請するに当たっては、1のただし書きに定める申請書の写し及び許可条件の案を付さなければならない。

5 幕僚長は、3の(1)及び(2)に掲げる使用の許可について承認しようとする場合には、あらかじめ整備計画局長の意見を聞き、承認したときには承認書の写しを整備計画局長に送付しなければならない。

6 飛行場管理者は、この通達に定める手続きにより飛行場施設を使用させた場合には、別紙様式による公共用指定飛行場許可等報告書を毎四半期ごとに取りまとめて、当該四半期経過1か月以内に幕僚長を経由して防衛大臣に報告するとともに、当該飛行場の所在地を管轄する地方防衛局長にその写しを送付しなければならない。

別 表

飛行場管理者	飛行場施設
丘 珠 駐 屯 地 司 令	札 幌 飛 行 場 施 設
千 歳 基 地 司 令	千 歳 飛 行 場 施 設
百 里 基 地 司 令	百 里 飛 行 場 施 設
小 松 基 地 司 令	小 松 飛 行 場 施 設
美 保 基 地 司 令	美 保 飛 行 場 施 設
徳 島 教 育 航 空 群 司 令	徳 島 飛 行 場 施 設

注) 飛行場施設の範囲は、公共用施設の指定を受けた部分に限定されるものであるから注意すること。

平成 年 月 日

第 四半期公共用指定飛行場使用許可等報告書

防衛大臣 殿
(幕僚長経由)飛行場管理者
官職名 印

使用 年月	使用者 (住所・氏名)	使用 目的	型 式	使用 内 容		使 用 料			備 考
				着 陸 回 数	停 留 回 数	着陸料	停留料	使用料 計	

注：使用年月、使用者、使用目的、形式毎にとりまとめること。